

# 令和7年度米生産回復支援事業について

近年、水稻栽培の現場では、常態化する夏場の高温に加え、渇水による収量・品質の低下が問題となっています。

このような状況の中、令和7年産水稻において、高温・渇水の被害を受けた水稻生産者の経営安定を図るため、令和8年産水稻において収量・品質向上に資する土壌改良に要する経費について、補助金を交付します。



## 対象品目

### 水稻（稻WCSは除く。）

京都府HP：申請様式等はこちらからダウンロードできます。

## 補助対象 及び 補助額等

補助対象	補助額	補助上限額
土壤改良に必要な経費 (肥料・土壤改良資材費)	事業費（税抜） ×1/2以内	10aあたり10,000円

※高温・渇水被害を受けたほ場のみ

## 補助対象者

### 令和7年産において高温・渇水被害を受けた農業経営体※

※経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業経営体であること。

※農業保険制度（水稻共済又は収入保険）に加入済みであること。

## 要件

- 令和7年産の水稻栽培において、高温・渇水被害を受けたほ場の反収が半減していること。
- 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。

## 留意事項

- 申請額が予算の上限に達した場合は、補助金額を減じて交付します。
- 令和7年4月1日～令和8年2月28日の納品分が対象となります。

## 交付申請の流れ

## 交付申請締切

補助  
対象者  
(農業者)

市町村窓口経由

交付申請

京都府

各市町村申請受付期間

令和8年1月5日（月）から  
令和8年1月23日（金）

## 問い合わせ先

京都府農林水産部農産課：075-414-4966

山城広域振興局農林商工部：0774-21-2392 南丹広域振興局農林商工部：0771-22-0371

中丹広域振興局農林商工部：0773-62-2743 丹後広域振興局農林商工部：0772-62-4305